

芦屋市都市公園条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行																																				
<p>別表第1 (第2条関係) 芦屋市都市公園の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(奥池園地から陽光緑地までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>海洋緑地</td> <td>" 海洋町1番9</td> </tr> <tr> <td>海洋緑道</td> <td>" 海洋町4番14 4番15 南浜町1番277</td> </tr> <tr> <td>親水緑地</td> <td>" 南浜町1番12 海洋町4番6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(奥池園地から陽光緑地までの項省略)		海洋緑地	" 海洋町1番9	海洋緑道	" 海洋町4番14 4番15 南浜町1番277	親水緑地	" 南浜町1番12 海洋町4番6	(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)		<p>別表第1 (第2条関係) 芦屋市都市公園の名称及び位置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(奥池園地から陽光緑地までの項省略)</td> </tr> <tr> <td>海洋緑地</td> <td>" 海洋町1番9</td> </tr> <tr> <td>親水緑地</td> <td>" 南浜町1番12 海洋町4番6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(奥池園地から陽光緑地までの項省略)		海洋緑地	" 海洋町1番9	親水緑地	" 南浜町1番12 海洋町4番6	(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)															
名称	位置																																				
(奥池園地から陽光緑地までの項省略)																																					
海洋緑地	" 海洋町1番9																																				
海洋緑道	" 海洋町4番14 4番15 南浜町1番277																																				
親水緑地	" 南浜町1番12 海洋町4番6																																				
(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)																																					
名称	位置																																				
(奥池園地から陽光緑地までの項省略)																																					
海洋緑地	" 海洋町1番9																																				
親水緑地	" 南浜町1番12 海洋町4番6																																				
(南緑地から若宮8番地ひろばまでの項省略)																																					
<p>別表第4 (第10条関係) 1~4 (表省略) 5 都市公園を占用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>624円</u></td> </tr> <tr> <td>工事前仮囲, 足場, 詰所, 落下防止柵その他の工事前施設</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>624円</u></td> </tr> <tr> <td>土石, 竹木, 瓦その他の工事前材料</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>624円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱, 支柱, 支線柱及び支線</td> <td>1年 1本につき <u>4,320円</u></td> </tr> <tr> <td>電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱</td> <td>1年 1本につき <u>2,880円</u></td> </tr> <tr> <td>電話柱, 電話支柱, 電話支線柱及び電話支線</td> <td>1年 1本につき <u>2,232円</u></td> </tr> <tr> <td>認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱</td> <td>1年 1本につき <u>1,488円</u></td> </tr> <tr> <td>標柱及び標識類</td> <td>1月 1本につき <u>300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	使用料	集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>	工事前仮囲, 足場, 詰所, 落下防止柵その他の工事前施設	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>	土石, 竹木, 瓦その他の工事前材料	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>	電柱, 支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>4,320円</u>	電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>2,880円</u>	電話柱, 電話支柱, 電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき <u>2,232円</u>	認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>1,488円</u>	標柱及び標識類	1月 1本につき <u>300円</u>	<p>別表第4 (第10条関係) 1~4 (表省略) 5 都市公園を占用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">占用物件</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>535円</u></td> </tr> <tr> <td>工事前仮囲, 足場, 詰所その他施設</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>535円</u></td> </tr> <tr> <td>土石, 竹林, 瓦その他工事前材料</td> <td>1月 1平方メートルにつき <u>535円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱並びにその支柱, 支線柱及び支線</td> <td>1年 1本につき <u>3,624円</u></td> </tr> <tr> <td>電気事業者が電話柱に電線を添架</td> <td>1年 1本につき <u>2,424円</u></td> </tr> <tr> <td>電話柱並びにその支柱, 支線柱及び支線</td> <td>1年 1本につき <u>1,824円</u></td> </tr> <tr> <td>認定電気通信事業者が電柱に電話線を添架</td> <td>1年 1本につき <u>1,224円</u></td> </tr> <tr> <td>標柱及び標識類</td> <td>1月 1本につき <u>297円</u></td> </tr> </tbody> </table>	占用物件	使用料	集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>	工事前仮囲, 足場, 詰所その他施設	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>	土石, 竹林, 瓦その他工事前材料	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>	電柱並びにその支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>3,624円</u>	電気事業者が電話柱に電線を添架	1年 1本につき <u>2,424円</u>	電話柱並びにその支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>1,824円</u>	認定電気通信事業者が電柱に電話線を添架	1年 1本につき <u>1,224円</u>	標柱及び標識類	1月 1本につき <u>297円</u>
占用物件	使用料																																				
集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>																																				
工事前仮囲, 足場, 詰所, 落下防止柵その他の工事前施設	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>																																				
土石, 竹木, 瓦その他の工事前材料	1月 1平方メートルにつき <u>624円</u>																																				
電柱, 支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>4,320円</u>																																				
電気事業者が電線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>2,880円</u>																																				
電話柱, 電話支柱, 電話支線柱及び電話支線	1年 1本につき <u>2,232円</u>																																				
認定電気通信事業者が電話線等を添架した電柱又は電話柱	1年 1本につき <u>1,488円</u>																																				
標柱及び標識類	1月 1本につき <u>300円</u>																																				
占用物件	使用料																																				
集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>																																				
工事前仮囲, 足場, 詰所その他施設	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>																																				
土石, 竹林, 瓦その他工事前材料	1月 1平方メートルにつき <u>535円</u>																																				
電柱並びにその支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>3,624円</u>																																				
電気事業者が電話柱に電線を添架	1年 1本につき <u>2,424円</u>																																				
電話柱並びにその支柱, 支線柱及び支線	1年 1本につき <u>1,824円</u>																																				
認定電気通信事業者が電柱に電話線を添架	1年 1本につき <u>1,224円</u>																																				
標柱及び標識類	1月 1本につき <u>297円</u>																																				

改正案

現行

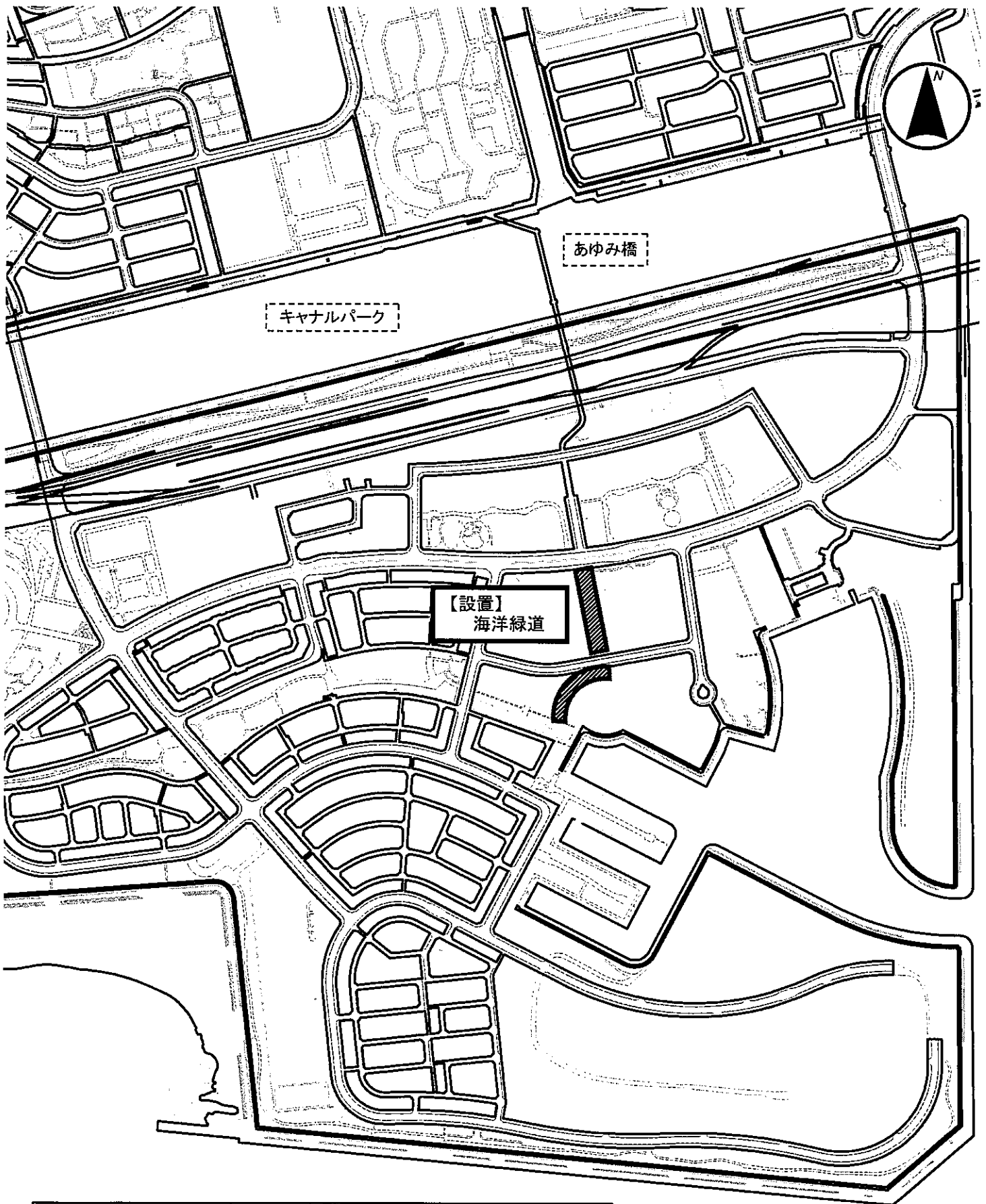
公衆電話所	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が <u>0.07メートル未満のもの 108円</u> 外径が <u>0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 144円</u> 外径が <u>0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 216円</u> 外径が <u>0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 288円</u> 外径が <u>0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 432円</u> 外径が <u>0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 576円</u> 外径が <u>0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 1,008円</u> 外径が <u>0.7メートル以上1メートル未満のもの 1,440円</u> 外径が <u>1メートル以上のもの 2,880円</u>
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき <u>3,600円</u>

6 (表省略)

公衆電話所	1年 1平方メートルにつき <u>2,472円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1年 1平方メートルにつき <u>2,472円</u>
ガス管その他これに類するもの	1年 1メートルにつき 外径が <u>0.1メートル未満のもの 156円</u> 外径が <u>0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 192円</u> 外径が <u>0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 252円</u> 外径が <u>0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 504円</u> 外径が <u>0.4メートル以上1.0メートル未満のもの 1,236円</u> 外径が <u>1.0メートル以上のもの 2,472円</u>
マンホールその他これに類するもの	1年 1平方メートルにつき <u>2,472円</u>

6 (表省略)

芦屋市都市公園条例の改正に関する公園等位置図



名称	位置
海洋緑道	芦屋市海洋町4番14 4番15 南浜町1番277